平成２５年（フ）第１８３号
静岡県田方郡函南町間宮879番地の17　はっぴーはうすＢ203
債務者　薗田　　昇
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
静岡県三島市・若松町・4634番地の１　河野アパートＤ―102
債務者　坂口　直哉
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
静岡県伊豆の国市寺家183番地の１　グレイスヴィラⅠ203号
債務者　髙木恵美子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
京都府亀岡市篠町広田２丁目12番20―106号　ウエストヴァレイ京都
債務者　中澤　清登
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
高知市介良乙1612番地９　弘光方
債務者　岩田　和之
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０号
大分県玖珠郡九重町大字湯坪1068番地
債務者　進藤　順子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第６６号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町79番地58　エクシードⅠ101号室、前住所北海道伊達市山下町147番地
債務者　小松　有哉
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
北海道伊達市梅本町35番地２
債務者　坂井　猛将
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
北海道虻田郡洞爺湖町青葉町94番地23、前住所北海道虻田郡洞爺湖町高砂町２番地
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
福島県会津若松市日新町13番53号
債務者　坂上　康子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
神奈川県厚木市三田2001番地９、前住所神奈川県厚木市妻田北３丁目12番32号　大西マンション207
債務者　井上　明男
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２６１号
神奈川県中郡大磯町大磯2298番地１　シーベルズ204号、前住所横浜市神奈川区三ツ沢東町２番66号
債務者　高橋　元治
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２８４号
神奈川県厚木市愛甲１丁目20番19号　カーサグランメール203
債務者　木下　　辰
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２８５号
神奈川県伊勢原市東大竹707番地の31　ハイツ707―201号
債務者　仲村　　繁
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８８号
京都市中京区壬生朱雀町37番地３　朱一荘102号
債務者　口分田紋章工芸店こと　口分田　勝
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
長野市大字徳間1144番地　駒沢新町第２団地Ｂ―16号
債務者　山岸　保雄
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
静岡県富士宮市星山976番地の12、前住所静岡県富士市柳島６番地の12
債務者　武川　好郎（旧姓坂井・佐藤）
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
静岡地方裁判所富士支部